

計画の性格

- ・福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を示す計画
- ・市町村地域福祉計画を支援する計画
- ・県民、事業者などの協働の指針となる計画

（富山県民福祉条例第 11 条第 2 項第 1 号）

（社会福祉法第 108 条第 1 号）

前回案 ~誰もが安心・幸せを感じる とやま型地域共生社会の構築~
《真の幸せ「ウェルビーイング」の向上を目指して》

計画をめぐる現状と動向

- 全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組み（包括的支援体制の整備）
- 複雑化・複合化した生活課題（孤独・孤立、ひきこもり、生活困窮、ヤングケアラー、8050 問題など）を抱える人たちの顕在化
- 福祉・介護人材の不足、質の高い介護サービスの提供
- ロボット・AI・ICT等の活用による介護者負担の軽減
- 人口減少と高齢化の更なる進行
「人生 100 年時代」を迎え 65 歳以上の高齢者も社会の担い手に
- 自然災害や感染症に備えた体制の整備
避難行動要支援者への避難支援や介護サービスの安定的・継続的提供
- 「SDGs」の理念を踏まえた取組みの強化
高齢者・障害者・子どもなどの権利擁護意識の高まりや、外国人、性的少数者などへの理解促進
- 障害者の地域移行や、発達障害・難病・医療的ケア児など多様な障害への包括的な支援の拡充

計画の目標

案 **誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す
とやま型地域共生社会の実現**
人や地域の絆づくり《つなぐ・結ぶ・支え合う》

- ① すべての県民が個人として尊重され、自らの意思に基づき、学習、就労等の社会・経済活動に取り組み、個人の自立や自己実現が叶えられる社会
- ② すべての県民が互いに支え合い、年齢や障害等の有無にかかわらず、住み慣れた地域において、共に生活を継続できる社会
- ③ すべての県民が困ったときに、身近なところで必要な医療、介護その他のサービスや生活支援を受けられ、安心して健やかで快適な生活を営むことのできる社会
- ④ すべての県民が教育・文化・スポーツなど様々な分野での活動に等しく参加することが、地域社会の活性化や持続可能性の高まりにつながり、NPO 法人、教育・文化団体などさまざまな団体が連携し、社会全体で福祉を支えている公正で活力ある社会

（富山県民福祉条例第 3 条より）

計画策定の視点

- 自立と社会参加の機会の確保
- ふれあい・支え合いのしくみづくり
- 利用者本位のサービスの質と量の確保

計画の期間

令和 5 (2023) 年度から
令和 9 (2027) 年度まで
(5 年間)

“ウェルビーイング”とは？

「自分らしく幸せに生きられること」、「心も身体も社会的にも満たされている状態」、「実感としての幸せ・心の豊かさ」などを表す言葉です。



「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を踏まえた計画であり、本計画の推進により SDGs を推進します。

3つの施策の柱

第1章 ともに支え合う「ひとづくり」

- I 生涯を通じた自立と支え合いの推進
 - 1 人に寄り添い支え合う心の醸成
 - 2 地域共生社会の実現に向けた意識啓発
- II 福祉を担う人づくり
 - 1 質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保
 - 2 地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成
 - 3 地域共生社会を支える人材の育成・確保
- III 住民と行政の協働による地域福祉の推進
 - 1 地域における互助の推進
 - 2 ボランティア、NPO 活動等の基盤強化
 - 3 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の促進
 - 4 多様な主体の参入支援

第2章 安心して暮らせる「地域づくり」

- I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり
 - 1 ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
 - 2 地域共生社会の実現に向けた拠点づくり
- II 福祉サービス基盤の充実
 - 1 こどもや子育て家庭への支援等の充実
 - 2 障害児者の療育及び教育の充実
 - 3 在宅・施設サービスを相互に活用できる介護・自立支援基盤の整備
 - 4 在宅福祉・医療サービスの充実
 - 5 認知症の支援体制の整備
 - 6 福祉関連産業、生活支援関連サービス業の振興
- III 生きがいと自立を育む地域社会の形成
 - 1 総合的な情報提供や相談機関の充実
 - 2 自然災害や感染症に備えた取組みの促進
 - 3 生きがいづくりと社会参加活動の機会充実
 - 4 高齢者、障害者等の就労支援
 - 5 高齢者や障害者等の社会活動への支援

第3章 地域で支え合う「しくみづくり」

- I 人権を尊重した福祉の仕組みづくり
 - 1 権利擁護の推進
 - 2 虐待防止への総合的な取組み
 - 3 障害等を理由とする差別の解消
 - 4 生活困窮者等を支援する体制の整備
 - 5 社会的に配慮が必要な人々への対応
(ソーシャルインクルージョンの理念に基づく施策の推進)
- II 利用者本位のサービスの提供
 - 1 利用者の立場に立った質の高いサービスの提供
 - 2 サービスの効率化と評価システムの活用
 - 3 地域包括ケアシステムの深化
 - 4 保健・医療・福祉の連携によるサービスの一体化
- III 支え合いネットワークの形成
 - 1 身近な地域での包括的な支援体制の整備
 - 2 四層体制の共生のケアネットワークの形成
 - 3 市町村の地域福祉の推進支援